

新病院建設委員会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市立医療センター新病院建設事業（以下「新病院建設事業」という。）にかかる必要な事項について検討を行うため、新病院建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、決定会議及び定例会議で構成する。

(決定会議)

第3条 決定会議は、新病院建設事業にかかる必要な事項について、最終的な意思決定を行う会議とする。

- 2 決定会議は、病院局長、副病院局長、特別顧問、院長及び診療局長で組織する。
- 3 決定会議は、病院局長が招集し、その議長となる。
- 4 次条に定める定例会議で決定した方針は、決定会議に諮り、最終的な意思決定を行うものとする。

(定例会議)

第4条 定例会議は、新病院建設事業にかかる必要な事項について、病院全体の調整及び部門間の連携を図りながら、方針を決定する会議とする。

- 2 定例会議は、別表に掲げる者で組織する。
- 3 定例会議は、院長が招集し、その議長となる。

(部門会議)

第5条 院長は定例会議に、各部門の計画内容について検討する会議として、部門会議を置くことができる。

- 2 部門会議は、院長が別に定める部門の代表者等で組織する。
- 3 部門会議は、院長の指示により病院局新病院建設室（以下「新病院建設室」という。）が招集し、次項に定める代表者が議長となる。
- 4 部門会議に代表者を置き、代表者は院長が別に定める。
- 5 部門会議は、決定会議又は定例会議において別に検討が必要と認められた事項について検討し、その結果を定例会議に報告する。

(プロジェクト会議)

第6条 院長は定例会議に、各部門及び各分野にまたがる横断的な内容について検討する会議として、プロジェクト会議を置くことができる。

2 プロジェクト会議は、院長が別に定める部門の代表者等で組織する。

3 プロジェクト会議は、院長の指示により新病院建設室が招集し、次項に定める代表者が議長となる。

4 プロジェクト会議に代表者を置き、代表者は院長が別に定める。

5 プロジェクト会議は、決定会議又は定例会議において別に検討が必要と認められた事項について検討し、その結果を定例会議に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、新病院建設室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

別表 (第4条第2項関係)

病院局長、副病院局長、院長、副院長の中から1名、診療局長、救命救急センター長、技監、薬剤局長、看護局長、副看護局長の中から1名、看護師長の中から1名、その他院長が必要と認める者
--